

小平市立小平第六中学校 P T A 規約

第 1 章 名 称 ・ 事 務 所

第 1 条 本会は小平市立小平第六中学校 P T A と称し事務所を小平第六中学校内に置く。
所在地：小平市大沼町 6 丁目 4 番 1 号

第 2 章 目 的 ・ 活 動

第 2 条 本会は学校と家庭と社会との緊密な連携により生徒の教育と福祉を増進し、併せて会員の教養を高めることを目的とする。

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭と社会の連携に関すること。
- (2) 生徒の文化活動、体位の向上ならびに保健衛生に関すること。
- (3) 会員相互の親睦をはかり教養を高めること。
- (4) 生徒の理解及び校外補導、災害防止に関すること。
- (5) 学校環境の整備充実に関すること。
- (6) 私費負担の軽減をはかり公費の充実につとめること。
- (7) 生徒及び会員の慶弔、表彰に関すること。
- (8) その他本会の目的遂行のために必要と認めること。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
(1) 本会は特定の政党や宗教にかたよらず、また営利を目的とする活動を行わない。
(2) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
(3) 本会は教育活動を助けるために意見をのべ、参考資料を提供する事ができる。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 6 条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。ただしその他の収入については、運営委員会の承認を必要とする。

第 7 条 会費は一世帯年額 1,400 円(PTA 保険料込み)とし、会計の定める方法により原則として一括納入とする。

第 8 条 本会の資産は第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 9 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 10 条 本会の予算案の作成は、役員・各学年委員会及び各専門委員会の代表 1 名の予算委員会による。ただし次年度役員候補者も構成員になることができる。

第 6 章 役 員 の 選 出

第 11 条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 会 長 1 名 (保護者) | (4) 会 計 3 名 (保護者 2・教職員 1) |
| (2) 副会長 3 名以上 (保護者 2 以上・教職員 1) | (5) 顧 問 1 名 (校 長) |
| (3) 書 記 3 名 (保護者 2・教職員 1) | |

第 12 条 役員の選出及び就任は次のとおりとする。

- (1) 本会は役員選出を行うための選挙管理委員会・推薦委員会を置く。
- (2) 選挙管理委員会は、立候補者を受付け選挙及び信任投票に関する事務を行い、

- 推薦委員会は役職が定員に満たない場合、推薦活動を行う。
- (3) 役員候補者の推薦は、如何なる場合も候補者の同意を必要とする。
 - (4) 選挙管理委員会は信任及び選挙結果の報告を、また推薦委員会は候補者名を総会の7日以前に全会員に通知する。
 - (5) 役員は総会において承認を得なければならない。
 - (6) 選挙管理委員会・推薦委員会の構成及び運営については別に定める細則によって行う。

第13条 原則として役員の兼任は認めない。欠員が生じ会長が後任の必要を認めた場合選挙管理委員会・推薦委員会が必要な手続きをとり、候補者を選出し運営委員会で承認する。

第7章 役員の任務・任期

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
- (3) 書記は本会の庶務を処理し、議事を正確に記録する。また各種の会合について通知する。
- (4) 会計は本会の全ての金銭の収入支出を正確に記録し、収支を行うとともに定期総会にあたって会計監査委員の監査を得て決算報告をする。

第15条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし再任も妨げない。

第8章 会計監査委員の選出・任務・任期

第16条 会計監査委員は推薦委員会が、会員から2名（保護者）を推薦し、総会で承認を得る。

第17条 会計監査委員の任期は1ヵ年とする。

第18条 会計監査委員はその年度の会計を監査し定期総会で報告する。

第9章 総 会

第19条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は年度始めに開催し次のことを行う。
 - ① 新会員の報告。
 - ② 会務、決算報告及び承認。
 - ③ 新年度予算案の審議、決定。
 - ④ 新年度役員及び会計監査委員の承認。
 - ⑤ その他必要事項の審議、決定。
- (2) 総会の定足数は会員の5分の1以上とする。ただし委任状による出席も認める。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求のあった場合に開催する。

第20条 総会の日時・場所及び議題は開催7日以前に全会員に通知する。

第10章 運 営 委 員 会

第21条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、原則として月1回開催する。

- (1) 会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要求があった場合は臨時に開催する。
- (2) 運営委員会は2分の1以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第22条 運営委員会の構成は役員、各学年委員会及び専門委員会正・副委員長とする。

第23条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長及び各種委員会より提出された議案を審議し決定する。
- (2) 細則の改正について審議し決定する。
- (3) 特別委員会の設置及び解散を審議し決定する。

第 1 1 章 学級委員会・学年委員会及び専門委員会

第24条 学級委員会・学年委員会及び専門委員会は原則として学期に1回開催するが、必要に応じて開催でき構成は次のとおりとする。

- (1) 各学級は4名の学級委員を選出し、学級委員は次の委員会に所属する。
 - ① 学級委員会は4名の学級委員と学級担任で構成する。
 - ② 学年委員会
 - (イ) 学年委員会は各学級委員会の2名で構成する。
 - (ロ) 正副委員を選出する。副委員の増員は可能とするが、優遇措置を適用するのは正副委員1名ずつのみとする。当該年度の通信費に関しては増員した副委員にも支給することとする。
- (2) 専門委員会（生活・広報・文化厚生委員会）
 - ① 生活委員会は各学級委員1名で構成する。
 - ② 広報委員会は各学級委員1名で構成する。
 - ③ 各委員会は正副委員を選出する。副委員の増員は可能とするが、優遇措置を適用するのは正副委員1名ずつのみとする。当該年度の通信費に関しては増員した副委員にも支給することとする。

第25条 学級委員会・学年委員会及び専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学級委員会

学級懇談会などを開いて学級のPTA活動を進め、合わせて学年委員会及び各専門委員会との緊密な連携をはかる。
- (2) 学年委員会

次の各項に関する諸活動を行う。

 - ① 各学級より提起された共通の事項。
 - ② 運営委員会、専門委員会などから付託された事項。
 - ③ 学年に関し、会員から要望された事項。
 - ④ 会員の慶弔に関すること。（慶弔規定は別に細則に定める。）
 - ⑤ 会員の教育研究及び向上に関する企画と推進。
 - ⑥ 会員の親睦、厚生に関すること。
 - ⑦ 学校、生徒の保健衛生の改善、その他厚生に関すること。
 - ⑧ 2学年の学年委員会が選挙管理委員会を兼務する。
- (3) 専門委員会
 - ① 生活委員会
 - (イ) 生徒の校内・外生活指導について学校側と協力して行う。
 - (ロ) 非行防止・交通安全・地域の環境整備などに関する諸活動を進め、併せて青少年対策七小及び十一小地区委員会や他団体との連携をはかる。
 - (ハ) 地域懇談会等を開き学校と地域の連携及び地域会員の交流をはかる。
 - (ニ) (イ)の活動を進めるために細則に定める地域により委員が必要とされる場合は、委員長は臨時に委員会を依頼することができる。
 - ② 広報委員会
 - (イ) 活動に関する情報提供及び報告。
 - (ロ) PTA新聞の発行。

第 1 2 章 規 約 改 正

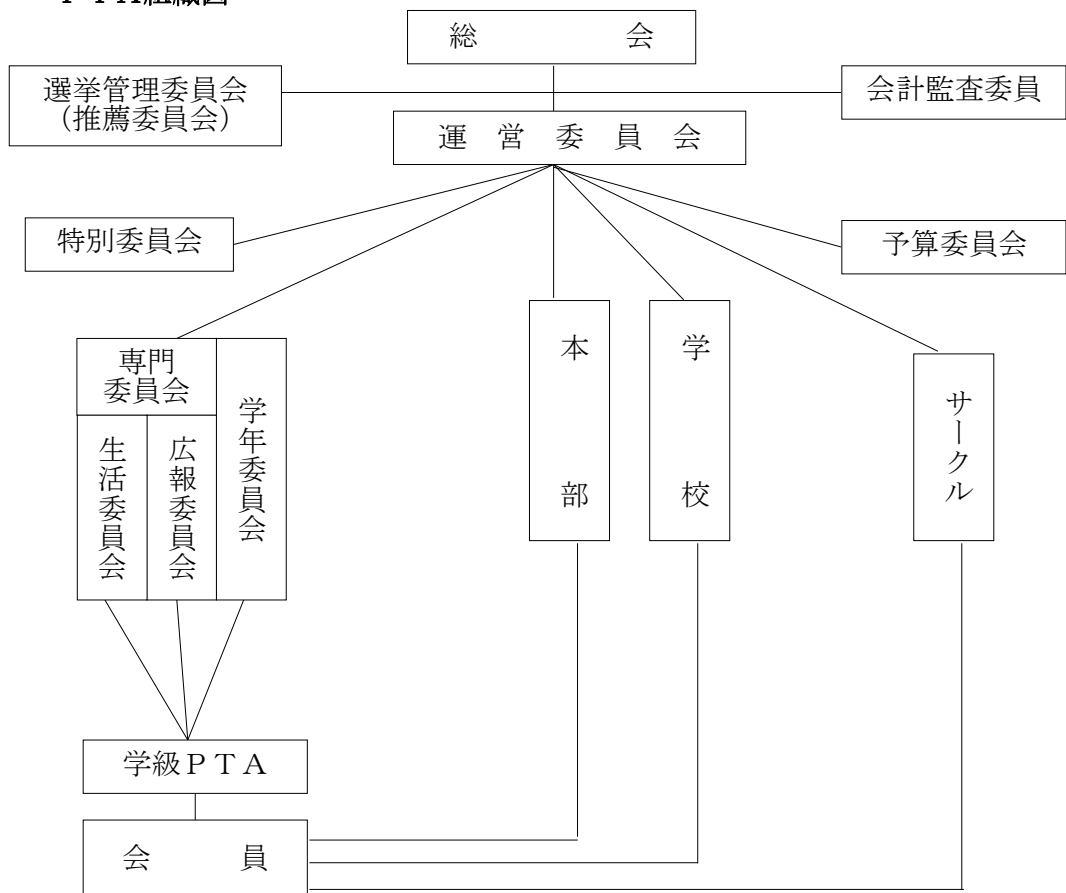
第26条 本会の規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。また改正案は総会の7日以前に全会員に通知するものとする。

本会発足日：昭和47年4月14日

付 則

- (1) 本規約は昭和47年4月14日から実施する。
- (2) 本規約は昭和51年5月15日から実施する。
- (3) 本規約は昭和56年1月24日から実施する。
- (4) 本規約は昭和56年5月16日から実施する。
- (5) 本規約は昭和57年5月8日から実施する。
- (6) 本規約は昭和58年5月7日から実施する。
- (7) 本規約は昭和60年4月27日から実施する。
- (8) 本規約は昭和62年1月24日から実施する。
- (9) 本規約は平成元年4月1日から実施する。
- (10) 本規約は平成4年4月18日から実施する。
- (11) 本規約は平成11年4月17日から実施する。
- (12) 本規約は平成13年5月7日から実施する。
- (13) 本規約は平成14年5月7日から実施する。
- (14) 本規約は平成15年5月8日から実施する。
- (15) 本規約は平成19年5月1日から実施する。
- (16) 本規約は平成26年5月7日から実施する。
- (17) 本規約は平成30年5月1日から実施する。
- (18) 本規約は令和4年5月7日から実施する。
- (19) 本規約は令和5年5月13日から実施する。

PTA組織図



小平市立小平第六中学校 P T A 規約細則

第1章 慶弔規定

第1条 会員または生徒に、次の事由の生じた場合は下表に定める給付を行う。

- (1) 会員及び生徒死亡時（弔慰）
- (2) 会員及び生徒災害時（見舞）
- (3) 教職員及び生徒疾病・負傷時（見舞）

事 由		範 囲	金 額
弔 慰 金		会員	5, 0 0 0 円
		生徒	5, 0 0 0 円
		教職員配偶者	5, 0 0 0 円
見舞金	火災・他	教職員及び生徒の家族	運営委員会で協議決定
	疾病・負傷	教職員及び生徒（全治1ヵ月以上）	5, 0 0 0 円

第2条 第1条の給付において特殊事情の生じた場合、もしくは第1条に定める以外で必要と思われる事由が生じた場合は、役員会での協議により変更し給付する事ができ、運営委員会において承認を得て支出するものとする。

第2章 会 員

第3条 本会の会員は申し出のないかぎり入学から卒業まで継続するものとする。

第3章 会 費 徴 収

第4条 年度途中での転出会員については原則として納入金は返却しない。

第5条 年度途中での転入会員については入会日より会費を納入するものとする。

第4章 役員選出規定

第6条 選挙管理委員（推薦委員）の選出

- (1) 選挙管理委員（推薦委員）は年度始めに選出する。2 学年の学年委員が選挙管理委員を兼務する。
- (2) 選挙管理委員（推薦委員）は任期中に限り、本部役員候補から除外する。ただし、自薦の場合はその限りではない。
- (3) 選挙管理委員（推薦委員）が役員候補に内定した場合は委員を辞任しなければならない。

第7条 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は、規約第12条1項の規定に従い、2月初旬までに所定の活動に入る。
- (2) 選挙管理委員会は、公示日より7日以内に運営委員会において承認された様式により立候補を受け付ける。
- (3) 選挙管理委員会は、立候補者が定員を超えた場合は選挙を行い、定員以内の場合は信任在宅投票を行う。
 - ① 選挙及び信任は在宅投票として全会員の3分の1以上の投票によって成立する。
 - ② 選挙は得票数をもって当選とし、信任は投票の過半数をもって信任とする。
- (4) 選挙管理委員会は任務終了後自動的に推薦委員会にうつる。

第8条 推薦委員会

- (1) 推薦委員会は、規約第12条1項の規定に従い、2月中旬までに所定の活動に入る。
- (2) 推薦委員会の構成は第6条に規定した委員と運営委員2名、教職員2名とする。
- (3) 推薦委員会は、運営委員会において承認された様式により、全会員に役員候補の推薦を依頼する。回収は5分の1以上をもって有効とする。
- (4) 推薦委員会は、推薦の結果をもとに互選会を開催し、役員候補を決定する。もし決定できない場合、推薦委員会自体も推薦の権限をもち、新入生の会員からの候補者もあげることができるものとする。
- (5) 教職員からの役員は、教職員の互選による。

第5章 特 別 委 員 会

第9条 特別委員会の任務・構成及び予算は設置時運営委員会で決定する。

第10条 必要に応じて、委員長は運営委員会に出席し報告する。

第6章 優 遇 措 置

第11条 役員及び各委員会正・副委員長として1期活動すれば、その家庭については役員及び全ての委員を免除される。また、各委員として1期活動すれば、当該児童のみ各委員を免除する。ただし本人の了解による再任は妨げない。(優遇表参照)

役員優遇表

令和元年7月3日一部改訂

	当該生徒	当該生徒兄弟
本部(会長・副会長・書記・会計)	◎	◎
各委員(正・副委員長)	◎	◎
H28～30年靑少対担当	◎	◎
各委員会委員	○	×
中P連理事校役員(副会長・書記・会計)	◎	◎

◎本部・各委員会免除

○本部以外免除

× 免除無し

第7章 サークル規定

第12条 本活動は、親睦と交流を図るため、六中PTA内につくられる自主的なグループであり、会員は本則第3条の活動の一環として、運営委員会の承認を得て、サークルを結成することができる。

第13条 サークル活動の成立

- (1) 本活動はPTA会員を以て構成するが、本校PTAのOBやOGも参加することができる。ただしその人数は原則として全部員の過半数を超えないこととし、部員数は活動に必要な相当数の人員が確保されているものとする。
- (2) 活動については学校の使用条件を遵守し、活動計画書、参加者一覧表を事前に提出し、PTA、学校の承認を得る。
- (3) 活動期間は一年とし、次年度は新たに申請し直す。
- (4) 各部は、運営委員会に活動報告及び会計報告を提出する。

第14条 活動場所

- (1) 学校で活動する場合、生徒の活動に支障がないよう十分留意する。
- (2) 学校の施設を利用する場合、学校の利用規則に従う。
- (3) 体育館の活動は、夜間開放を利用する。
- (4) 警備上の関係から、休日等は校舎内を使用しない。

第15条 活動

- (1) サークルには、希望するところに自由に加入できる。
- (2) 部員は成人とし、部員以外の活動は認めない。

第16条 補助金

- (1) PTA連合行事に参加するサークルの場合、分担金はPTAが負担する。
- (2) サークル活動費の一部をPTA会費の補助金として支出する。

第17条 その他

- (1) 学校、PTAの指示に従って活動する。
- (2) 近隣に迷惑のかからないように活動する。
- (3) なお規定に反した場合、活動停止にする場合がある。